

法政大学大学院人文科学研究科史学専攻学位審査基準

1. 本規定は、法政大学大学院学則及び法政大学学位規則に基づき、史学専攻における修士論文及び博士論文の審査基準について定める。

2. 修士課程・修士論文

(1) 論文の審査には、主査及び副査1名がこれにあたり、加えて専攻の関連教員による試問を行う。

(2) 審査・試問にあたっては、以下の基準を考慮し審査する。

- ア) 学術上の創意工夫
- イ) 史資料取り扱いの適切さ
- ウ) 専攻領域・分野における先行研究の取り扱いの適切さ
- エ) 論旨の明確性・一貫性
- オ) 表現・表記法の適切さ
- カ) 構成の体系性

3. 博士課程・博士論文

(1) 論文の審査には、主査及び副査2名（うち1名は史学専攻外とする）より成る審査小委員会がこれにあたり、審査結果を受けて公開の試問を行う。

(2) 審査小委員会の審査及び試問にあたっては、以下の基準を考慮し審査する。

- ア) 当該領域・分野における学術上の寄与
- イ) 史資料の取り扱いの適切さ
- ウ) 当該領域・分野における先行研究の取り扱いの適切さ
- エ) 論旨の明確性・一貫性
- オ) 表現・表記法の適切さ
- カ) 構成の体系性
- キ) 査読を経て学術雑誌に掲載された3点以上の研究成果の適正さ

(3) 審査・試問の結果、博士の学位授与を可とする場合、専攻主任が人文科学研究科博士学位審査委員会の招集を研究科長に要請する。

(4) 課程によらず、博士論文を提出する者については本項(1)(2)(3)の規定を適用する。

付則 本基準は2026年4月1日より施行する。